

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
役員等ボランティア保険加入規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の役員等に対するボランティア保険加入について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の定義)

第2条 この規程において、役員等とは次のものをいう。

- (1) 顧問
- (2) 理事及び監事
- (3) 評議員
- (4) 心配ごと相談員
- (5) 各委員会委員
- (6) その他特にこの法人の会長が必要と認めたもの

(役員等の保険加入)

第3条 役員等の職務活動の振興に寄与することを目的として、ボランティア保険に加入するものとする。

2 保険内容については、加入ボランティア保険約款の規定によるものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成2年4月2日から施行する。

附 則

この附則は、平成19年5月31日から施行する。